

広瀬川創生プラン策定推進協議会設置要綱

(平成16年 6 月18日 市長決裁)

(設置)

第1条 杜の都仙台のシンボルである広瀬川を市民と行政との協働による取り組みにより将来にわたって保全し、広瀬川の新たな魅力を創出するための市民行政共通の行動計画として「広瀬川創生プラン」(以下「プラン」という。)を策定し総合的に推進するため、「広瀬川創生プラン策定推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討し、協議を行う。

- 一 市民と行政との協働によるプランの策定に関すること
- 二 市民と行政との協働によるプランの推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、関係機関の職員、学識経験者、企業及び市民団体のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席をしなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設局百年の杜推進部百年の杜推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年 6 月18日から実施する。

この要綱は、平成19年 3 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成19年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

仙 台 市

からのご案内

アイ❤ラフ 広瀬川

広瀬川創生プラン

\\ 広瀬川に関する活動に取り組む団体を応援します //

広瀬川魅力創生サポーター認定制度



広瀬川創生プラン取組事業に関する活動（運営など）を行っている団体を

“**広瀬川魅力創生サポーター**”として仙台市が認定し、その取り組みを応援します

市民、NPO、事業者、行政の協働で広瀬川の魅力創生に取り組みましょう！

サポーターの種類と支援の内容

活動に応じて
グリーンからゴールドへ
ステップアップ



広瀬川

グリーンサポーター

仙台市ホームページで
活動を紹介



広瀬川

ゴールドサポーター

仙台市 HP で
活動を紹介



認定証を
交付



認定要件・申請の流れは裏面へ



申請・お問合せ先

仙台市建設局百年の杜推進課
広瀬川創生係

TEL : 022-214-8327

認定申請書のダウンロード

その他詳細はこちらへ

仙台市ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/hirosegawasose/ninteiseido.html>



認定要件（活動実績）と申請の流れ

どんな活動をすると
認定されるの？



広瀬川グリーンサポーター

広瀬川創生プランの取組事業(※1)に延べ 10 人以上従事

※1 申請の前年度～当該年度に開催されたもの

取組事業と活動の例

- 「広瀬川 1 万人プロジェクト」などの清掃活動に参加
- 「広瀬川で遊ぼう」などのイベントの運営に従事

取組事業一覧は
仙台市 HP へ

活動実施

グリーン
申請

審査

グリーン
認定



広瀬川ゴールドサポーター

グリーンサポーターの認定期間中に次のいずれかの活動に従事

- ✓ 「広瀬川 1 万人プロジェクト」清掃活動の会場事務局（又は補助）を 3 年以上担当
- ✓ 広瀬川創生プランの重点事業の主催団体（又は補助）として 2 回以上(※2)活動

※2 うち 1 回は重点事業以外の事業（多くの市民が参加できて
広瀬川の保全や賑わいづくりに貢献する取組）でも可

これまでの重点事業の例

- 広瀬川で遊ぼう
- 作並かっぱ祭り
- 広瀬川 1 万人プロジェクト

現年度の重点事業は
仙台市 HP へ

グリーン
認定

活動実施

ゴールド
申請

協議会(※3)
審査

ゴールド
認定

※3 広瀬川創生プラン策定推進協議会の意見聴取

認定の有効期間 2 年間

対象団体 NPO、企業など

広瀬川創生プラン 取組事業



自然を守る清掃活動や川に親しむイベントなど、広瀬川ではたくさんの活動が行われています。「広瀬川創生プラン」には広瀬川に関する様々な取組事業を掲載していますので、興味のある活動にぜひ参加してみてください。

広瀬川魅力創生サポーター認定団体へのアンケート調査結果

参考資料3

（11団体中 9団体回答 2団体無回答）

I. 広瀬川魅力創生サポーターについて、おたずねします

【問1】 広瀬川魅力創生サポーターを今後も継続したいと思えますか？該当する番号に1つだけ○印をつけてください。

1 継続したい	2 継続は考えていない
9 団体	—

≪問1で「2. 継続は考えていない」と回答された方に、おたずねします≫

【問1 付問1】 広瀬川魅力創生サポーターについて、「継続は考えていない」と答えられた主な理由をご記入ください。（自由記載）

（1団体）
 「継続したい」としたが、問1の選択しに幅がない。むしろ「継続を検討している」程度。認定団体となっているが、事務負担が増えただけで、メリット（さらなる活動意欲の向上）を感じられない。何を支援してもらえるのか、メニューを増やしてください。

II. 広瀬川における活動について、おたずねします

【問2】 広瀬川における活動（※）を行う際に課題に感じることがありましたら、課題に感じている項目に○印をつけて、差し支え無ければ、具体的な内容を「具体的な課題」欄にご記入ください。（複数回答可）

※自然環境の保全（広瀬川1万人プロジェクトの一斉清掃、広瀬川の水質調査など）や賑わいの創出に貢献する活動（広瀬川ミズベリングなど）

1 人手不足	（3団体） ・参加者減少、参加者固定化 ・コロナ禍前に作並カッパ祭り、宮沢橋付近での広瀬川で遊ぼうに参加していた。コロナ禍に終わっても再開しないのは運営している方々の高齢化で出来ない事情だと思う。どちらのイベントも親子で参加し子供の喜ぶ姿が印象的だった。再度運営母体を構築し再開を望む。人員が多かかりますが広瀬川魅力創生サポーターだけでなく他団体とも連携して実施する方向で考えていければと思う。 ・新入社員など若い方々の参加が減っており、休日活動に対する抵抗感があるように感じている。また、最近の若者は会社ぐるみの活動に否定的感情を持っている様にも感じている。活動する人が固定化しており、この人たちが参加しなくなると参加者が激減し継続が危ぶまれるのでは？と感じている。
2 資金不足	（1団体） ・仙台市からの財政支援が必要
3 周知・広報不足	（3団体） ・社内への周知は可能だが、社外への後方は難しい。 ・仙台市政だよりには、広瀬川界限がらり散歩のお知らせが掲載されているが、広瀬川一斉清掃の掲載は無いように思う。広瀬川に関するイベントの掲載を望む。 ・（広瀬川1万人プロジェクト）一般参加者の割合が少なく感じます。
4 他団体との連携不足	（2団体） ・環境活動団体、仙台市環境局、仙台市水道局、大学、高校等との連携を望む。 ・清掃活動において雑草の刈り取り等も実施出来たらと考えているが、仮払い機の使用にも資格が必要となるためそういった事が出来るボランティアグループとの連携も考えたい。また、清掃活動+αがあると参加してもらい易いと感じる部分も有るので、別途イベントを終了後同時開催するなども考えられないかと思う。
5 その他（自由記載）	（3団体） ・就業時間内での活動が難しく、活動が限定されてしまう。 ・休日活動のため積極的な参加の促進がしづらい。事業所長や幹部たちからの積極的な呼びかけも欲しいと感じる部分がある。 ・広瀬川流域が抱える現状の課題や将来起こりうる課題を探究・調査する手間や人手が足りない。 ・現状分析などに関わる情報提供、または調査依頼が仙台市に対して可能なかどうか。 ・「賑わい創出」活動も大事だが、広瀬川のそもそもの価値・機能の評価ができていないのかどうか疑わしい。
6 課題は無い	（3団体） ・課題無し

III. 今後の認定制度の見直しについて、おたずねします

本市では、広瀬川における自然環境の保全や賑わいの創出について更なる促進を図るため、官民が連携した維持管理が必要と考えられており、以下の例のような認定団体（企業）と本市が連携した新たな取組みを、広瀬川魅力創生サポーターの認定要件に取り入れるなど、制度見直しを検討しております。

例）河川敷の除草にはクマなどを引き寄せないといった鳥獣被害に対する効果も期待できることから、広瀬川の自然環境の保全に向けた継続的な取組みとして、広瀬川で草刈りイベントを開催する等

【問3】 前述のような、除草など維持管理に寄与する取組み（イベント）に対し、団体（企業）として参加・協力することに興味はありますか？該当する番号に1つだけ○印をつけてください。

1 興味がある	2 興味はない
8 団体	1 団体

「問3で「1. 興味がある」と回答された方に、おたずねします」

「問3付問1」団体（企業）として参加・協力する場合、どのような形での参加・協力を想定されますか。該当する番号にいくつでも○印をつけてください。

1 構成員（従業員）のボランティア参加	2 社内報・掲示板などでの周知・広報	3 イベントへの用品貸出・提供	4 その他
6 団体	2 団体	—	2 団体

4 その他	・当社には実施できる方が居ない？ので、前出でも記載したとおり、除草などを行っているボランティアグループと共同で行うなども方法の一つとしてあるのではと思う。得意な方々のノウハウを吸収出来るのでは。 ・イベントや事業の構想・組立て段階から関わってみたい。
-------	---

「問3で「2. 興味はない」と回答された方に、おたずねします」

「問3付問2」「興味はない」と回答された主な理由を教えてください。該当する番号にいくつでも○印をつけてください。

1 団体（企業）として参加・協力するメリットが無い	2 団体（企業）として負担が大きい（人力的に対応が困難等）	3 イベントの詳細が分からないため回答できない	4 その他
—	1 団体	—	—

IV. その他

「問4」その他、現行の認定制度における課題や見直しの視点などについてご意見等がありましたら、ご記入ください。（自由記載）

・（1万人プロジェクト）ここ数年会場担当企業・団体に変更はないため、認定制度に申請されていない事が勿体ないと感じる。 ・認定要件を満たしている企業・団体には、会場担当よりご連絡をするようなルールづくり、もしくは実行委員会の総会時に周知が出来れば、申請される企業・団体数は増加すると考える。 ・当社として協力できる範囲で協力させて頂きたいと思っているのでよろしくお願いします。 ・広瀬川魅力創生サポーター認定制度の周知広報が不十分では無いか。広瀬川一万人プロジェクトの実行委員会のメンバーは100社を超えている。仙台市政だよりもに広瀬川魅力創生サポーターのお知らせを掲載する。個々の企業への打診。広瀬川創生係の職員さんもいろいろ考慮していると思うが広瀬川魅力創生サポーターが増えることを望む。これからもよろしくお願いします。 ・会社としては、ゴールド会員としての認定を頂いているが自己満足的な感じであり特段メリットは感じていない。（何かのイベントの際にゴールドサポートとして紹介してもらっているが、社内でもあまり評価されていないと感じている）特にグリーンサポーターは認定証をもらうだけで何のメリットもないため、無理して認定してもらおうとは思わないのでは？と感じている。広瀬川一万人プロジェクトは、参加企業に対し宮城県から参加証明書が発行され、これが総合評価落札業務選定時の点数に加算されるため、企業の打算ではあるが会員企業数が増加し活動が活発化した直接的な要因である。まだ、CSRのみで会社を高く評価してくれて安定経営ができるような社会構造にはなっていないと感じるため、飽となるべき要素も無いと継続的な活動は中心となる人物が居なくなると衰退化してしまうのではと思います。サポーターに認定されることで、企業にとってメリットがあるもので有ると良いと思っています。 ・個人もサポーターになれる制度があるといい。 ・HPを見ると、1万人プロジェクト（一斉清掃）参加団体の報告が多いが、広瀬川ではもっと多くのNP0・団体が活動されていると認識している。なぜ本制度に登録されないのかを「認定団体」以外の団体にアンケート調査する必要があると考えます。
--

広瀬川魅力創生サポーター認定制度実施要綱

(平成 31 年 3 月 27 日建設局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、広瀬川において自然環境の保全や賑わいの創出に貢献する活動を行っている団体（以下「活動団体」という。）を広瀬川魅力創生サポーター（以下「サポーター」という。）として認定するために必要な事項を定めることにより、その功績を認め、もって活動団体のさらなる活動意欲の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プラン 広瀬川を後世に引き継いでいくべき市民共有の財産として再認識し、将来にわたって保全していくとともに、安全安心な豊かな川づくりを行い、広瀬川の新たな魅力の創出を図ることを目的に、平成 27 年 3 月に策定した「広瀬川創生プラン」をいう。
- (2) 協議会 広瀬川創生プラン策定推進協議会設置要綱（平成 16 年 6 月 18 日市長決裁）に基づき設置された「広瀬川創生プラン策定推進協議会」をいう。
- (3) 実行委員会 100 万都市仙台の 1%の 1 万人をキーワードとして、国土交通省・宮城県・仙台市・名取市などの各行政機関と連携し、仙台のシンボルである広瀬川の自然環境を守り、多くの市民が親しめる広瀬川とすることを目的に、平成 19 年 8 月 10 日に設立された「広瀬川 1 万人プロジェクト実行委員会」をいう。
- (4) 事務局 プランに設定された事業及び同様の事業の実施にあたり、事業の企画及び事業実施の総括又は事業の主たる作業を行う団体をいう。
- (5) 構成員 事務局とともに事業を企画及び実施し、事務局を補助する団体をいう。

(サポーターの責務)

第 3 条 サポーターは、プランの基本理念に基づいた活動を、継続的に実施するよう努めるものとする。

(市の支援)

第 4 条 市は、第 8 条第 2 項の規定によりサポーターとして認定した活動団体の活動等について、本市ホームページへの掲載等を通じて広く周知するなど、サポーターの活動を支援するものとする。

(認定区分)

第5条 サポーターの認定区分として、次の各号に掲げる区分を設ける。

- (1) 広瀬川グリーンサポーター
- (2) 広瀬川ゴールドサポーター

(要件)

第6条 サポーターとして認定の対象とする活動団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人格を有する団体
 - (2) 上記以外の団体で活動の目的、事務所の所在地、役員等の名簿、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項等を定めた規約を有する団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、認定の対象としないものとする。
- (1) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とした活動団体
 - (2) 暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）及び暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者が所属している団体
- 3 第5条に規定する認定区分に応じて、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしているものとする。
- (1) 広瀬川グリーンサポーター 第7条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の前年度の4月1日から当該申請のあった日まで、プラン第3章の取組事業又は協議会において毎年度新たに取組事業として設定された事業において、活動団体から延べ10人以上が運営に従事又は広瀬川（一部名取川含む。）の清掃等に参加した実績があること。
 - (2) 広瀬川ゴールドサポーターの認定においては、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ① 広瀬川グリーンサポーターであること。
 - ② 広瀬川グリーンサポーターとしての認定期間において、次のいずれかの実績があること。
 - ア 第7条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の4年前の年度の4月1日から当該申請のあった日までの認定期間を通算し、実行委員会が主催する清掃活動において、いずれかの会場の事務局又は構成員としての役割を担った実績がある年が、3年以上あること。
 - イ 第7条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の前年度の4月1日から当該申請のあった日まで、プランにおいて毎年度新たに設定されて

いる重点事業（ただし、アの事業を除く。）のうち、2つ以上の重点事業において、事務局又は構成員として活動した実績があること。

ウ 第7条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の前年度の4月1日から当該申請のあった日までに、プランにおける重点事業（ただし、アの事業を除く。）の1つ以上及び重点事業と同等の事業の1つ以上において、事務局又は構成員として活動した実績があること。

（申請）

第7条 第8条第2項の規定によりサポーターの認定を受けようとする活動団体は、広瀬川魅力創生サポーター活動団体認定申請書（様式第1号）に、第5条に規定するサポーターの区分に応じて、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1）広瀬川グリーンサポーター 活動実績報告書（広瀬川グリーンサポーター認定用）（様式第2号）並びに活動状況が確認できる写真及び参加者名簿
- （2）広瀬川ゴールドサポーター 活動実績報告書（広瀬川ゴールドサポーター認定用）（様式第3号）並びに活動状況が確認できる写真及び参加者名簿

- 2 第6条第1項第2号に該当する活動団体は、第1項の書類に加え、団体の設立目的や運営方法等を定めた規約及び役員名簿を提出しなければならない。
- 3 広瀬川ゴールドサポーターの認定の申請は、原則として協議会開催の日の3週間前の日までに申請するものとする。なお、市長は、協議会開催の旨を協議会開催の日の4週間前の日までに本市ホームページに掲載するものとする。

（審査及び認定）

第8条 サポーターの認定の申請があった場合、市長は第6条の要件に適合するかどうかを審査するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、サポーターとして認定するときは、第7条の規定による申請を行った団体の代表者に対し、その旨を認定通知書（様式第4号）により通知し、不認定とするときは、当該申請を行った団体の代表者に対し、その理由を付して、その旨を不認定通知書（様式第5号）により通知する。ただし、広瀬川ゴールドサポーターの認定又は不認定の決定にあたっては、市長は前項に規定する審査の結果に関して、あらかじめ協議会に意見を聞かなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する認定又は不認定の通知をしたときは、協議会にその旨を報告するものとする。

（認定証の交付）

第9条 広瀬川ゴールドサポーターとして認定した活動団体には、認定証（様式第6号）

を交付するものとする。

(認定期間)

第10条 サポーターの認定期間は、認定の日から2年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

(認定の更新)

第11条 サポーターの代表者は、認定期間満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、認定期間満了の日の1か月前の日までに、認定の更新の申請を行うものとする。

2 第7条第1項、同条第2項、第8条及び第9条の規定は認定の更新について準用する。

3 第1項に規定する認定の更新における要件については、第6条の規定を準用する。この場合において、第6条第3項中「第7条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の前年度の4月1日から当該申請のあった日まで」は「認定期間内」と、「第7条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の4年前の年度の4月1日から当該申請のあった日までの認定期間を通算し」は「第11条第1項の規定による申請のあった日の属する年度の4年前の年度の4月1日から当該申請のあった日までの認定期間を通算し」と読み替えるものとする。

4 認定の更新においては、第8条第2項ただし書きに関わらず、協議会の意見を聞くことなく、市長は認定又は不認定の通知をすることができるものとする。

(変更届出)

第12条 サポーターの代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは広瀬川魅力創生サポーター活動団体変更届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 団体の名称を変更したとき。
- (2) 団体の所在地を変更したとき。
- (3) 団体の代表者を変更したとき。
- (4) 団体の連絡先を変更したとき。

(認定の取消)

第13条 市長は、サポーターが第6条第1項に規定する認定の対象とする活動団体に該当しなくなったとき、又はその他認定が適当でないと認められるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項の規定によりサポーターの認定を取消したときは、当該取消しをした団体の代表者に対し、その旨を認定取消書（様式第8号）により通知するものとする。

3 認定を取り消された広瀬川ゴールドサポーターは、遅滞なく市に、第9条の規定により

交付を受けた認定証を返納しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から実施する。